

播磨町立中学校自転車通学に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 播磨町立中学校（以下「町立中学校」という。）における自転車通学について、安全性、地域の実情等を総合的に考慮し、適切な運用方針を検討するため、播磨町立中学校自転車通学に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自転車通学の基準に関すること。
- (2) 通学路における安全性に関すること。
- (3) 通学における交通安全指導のあり方に関すること。
- (4) その他自転車通学に関連する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 町立小中学校長
- (2) 町立中学校PTA代表者
- (3) 学校運営協議会代表者
- (4) 自治会連合会代表者
- (5) 播磨町職員
- (6) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、播磨町教育委員会事務局教育総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。